

岡山県介護職員初任者研修受講支援事業実施要領

1 事業の目的

介護現場において人員が不足する中、介護経験が少なく技術に不安がある介護職員に働きながら初任者研修を受講させることで、介護の質の向上や虐待防止等の課題への対応が円滑に行われる職場環境の構築を図る。

2 事業内容

(1) 補助事業者

県内の老人福祉法に基づく老人福祉施設及び有料老人ホームを運営する者並びに老人居宅生活支援事業を行う者又は介護保険法に基づく介護保険施設を運営する者並びに介護保険事業を行う者。

(2) 事業内容

事前登録を受けようとする年度（以下「登録年度」という。）内に修了する初任者研修を受講させる際に補助事業者が負担した経費のうち、研修を修了した従業者に係るものについて補助金を交付する。

(3) 交付の流れ

(ア) 補助事業者は、補助金の申請前に、交付申請事前登録届（様式1、以下「登録届」という。）を県へ提出し、交付の事前登録を受ける。

(イ) 県は、補助事業者から登録届の提出があった場合は、交付申請事前登録通知書（様式2）を補助事業者へ送付する。

(ウ) 補助事業者は、研修受講修了後、交付申請書を別表に定める書類を添えて県へ提出する。

(エ) 県は、交付申請等提出書類の審査後、交付決定と額の確定を補助事業者へ通知する。

(オ) 補助事業者は、請求書を県へ提出する。

3 その他

(1) 交付申請は初任者研修修了後1ヶ月以内もしくは登録年度の3月31日のいずれか早い時期までに必ず行うこと。

(2) 初任者研修の期間が登録年度の3月31日を超えて修了するものは補助金の対象とならない。

(3) 事前登録は、初任者研修受講開始前に受けることを原則とする。ただし、やむを得ず開始前に登録ができない場合は、遅くとも初任者研修修了日までに受けることとする。

(4) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

交付申請添付書類
<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請事前登録通知書(様式2)・ 従業者の雇用が確認できる書類 (社会保険証等の写し)・ 受講経費の領収書(写し) ただし、以下の事項が全て確認できるもの<ol style="list-style-type: none">1 初任者研修事業者の名称2 初任者研修の受講に要した経費であること(ただし、補講に要した経費は除く)3 受講者の氏名4 宛名 (受講者本人もしくは補助事業者宛てのものに限る)・ 職員に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類 (給与明細等の写し。ただし、補講に要した経費は除く)・ 介護職員初任者研修修了証明書の写し